

各都道府県私立学校主管課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた地方公共団体の
学校事務担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

橋 田 裕
（公 印 省 略）

私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果及び
これを踏まえた対応について（通知）

高等学校通信教育の質の確保・向上に関しては、平素より大変お世話になっております。

このたび、各所轄庁における私立広域通信制高等学校の設置認可状況を把握するために実施した、標記調査の結果を文部科学省ホームページにおいて公表しましたので、御連絡いたします。調査結果は別添資料のとおりです。

私立広域通信制高等学校を所轄する自治体においては、今後の設置認可等を行うに当たっての参考としていただきますようお願いいたします。その際、特に以下の点について御留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況について

今回の調査において、収容定員数については、令和 2 年から令和 6 年にかけて、61 自治体のうち、28 自治体で増加、4 自治体で減少、14 自治体で増減なし、在籍生徒数については、41 自治体で増加、4 自治体で減少、1 自治体で増減なしとの結果となりました。また、定員の充足率については、令和 6 年において、61 自治体のうち、50%にすら満たない自治体は 13 自治体、在籍生徒数が収容定員数を超過している自治体は 1 自治体となりました。

実施校の収容定員については、「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」（令和 5 年 11 月策定。以下「標準例」という。）の[3]の 1 において、「生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。」と示しており、一部の所轄庁においては、これを踏まえ、各学校における収容定員の見直しを行い、実際に過大な収容定員が設定されている場合は、収容定員を削減する等の対応を行っていただいております。

各所轄庁においては、生徒数の将来の見込みや、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等に見合わない過大な収容定員を設定することのないよう、改めて収容定員の見直しをお願いいたします。

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法について

各所轄庁において私立広域通信制高等学校の設置認可や学則変更の認可を行う際、標準例に記載の各項目を確認しているかについて、その状況を取りまとめたので調査結果（別添資料）を御確認いただくとともに、「確認していない」と回答した項目がある所轄庁は、改善いただきますようお願いいたします。

また、各所轄庁において、今後、設置認可や学則変更の認可を行う際は、「確認していない」との回答が 10 自治体以上あった次頁の項目を中心に、改めて、標準例に記載の各項目について御確認の上、十分な確認を行うことができていない項目については、改善いただきますようお願いいたします。

- ・通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。（11自治体）
- ・実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。（12自治体）
- ・添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。（15自治体）
- ・通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。（10自治体）
- ・実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。（11自治体）

3. 自治体独自の認可基準について

今回の調査において、61自治体のうち、標準例の策定以降に、自治体における独自の認可基準を新たに定めた自治体は6自治体、内容を見直した自治体は14自治体、定めているが見直していない自治体は18自治体、定めていない自治体は23自治体との結果となりました。

各所轄庁においては、標準例を踏まえ、認可基準の策定や見直しにより、私立広域通信制高等学校の適切な認可に努めていただきますようお願いいたします。

4. 高等学校入学者選抜の日程について

今回の調査において、私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、実施校における高等学校入学者選抜を、実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は36校、実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は16校、実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない学校は71校との結果となりました。

また、面接指導等実施施設における高等学校入学者選抜について、全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は11校、一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）学校は10校、全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は22校、当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない学校は6校、全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない学校は41校、面接指導等実施施設を設置していない学校は33校となりました。

高等学校入学者選抜については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（令和5年2月一部改訂）において、「高等学校入学者選抜の日程については、各都道府県において公・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議等を経て定められていること、高等学校入学者選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと。また、通信教育連携協力施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされないようにすること。」とされているとおり、その日程については、適切な時期に行われるようお願いいたします。

5. 通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数について

今回の調査において、61自治体のうち、所轄する私立広域通信制高等学校における通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数について、毎年把握している自治体は27自治体、把握していない自治体は8自治体、その他の自治体は10自治体との結果となりました。

通信教育を行う区域については、標準例の[4]の2において、「通信教育を行う区域に他

の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。」とされており、通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数等についても、各所轄庁において把握した上で、通信教育を行う区域や収容定員について適切に認可いただきますようお願いいたします。

6. 文部科学省における調査結果を踏まえた対応について

本調査結果を踏まえ、文部科学省では、所轄庁における私立広域通信制高等学校の適切な設置認可と指導監督等を支援するため、今年度、以下の取組を行う予定です。適宜、御活用いただきますようお願いいたします。

①一元的な情報集約に係る通信制高等学校プラットフォームの構築

- ・通信制高等学校や通信教育連携協力施設における定員と実員、教育内容、生徒への支援の内容、入学・退学・卒業等に関すること、進路状況などを一元的に集約し、ホームページ上で一覧化するための仕組みを構築する。自動的に最新の情報を得られるよう、各校が随時更新する。
- ・点検調査における指摘事項を検索することができる機能を搭載し、所轄庁が通信制高等学校を指導・監督する際に活用できる仕組みを構築する。

②点検調査を通じたアウトリーチ型支援

- ・点検調査の充実
所轄庁による点検調査に、有識者及び文部科学省が同行し、各校の学校運営や教育活動が適正に行われているかを詳細に確認し指導を実施する。また、所轄庁による通信制高等学校への指導・監督の実態を分析し、適切な学校運営や教育活動につながるよう、所轄庁間の情報共有や連携協力体制の構築を含め、所轄庁による点検調査のより良い在り方について研究する。
- ・アドバイザー派遣
所轄庁の要望に応じて有識者アドバイザーを派遣し、アウトリーチ型の支援を実施する。また、アドバイザー派遣を通じて、所轄庁におけるアドバイザーの育成を支援する。

③通信制高等学校の学び充実支援、研修会の開催

- ・社会的自立に必要な資質・能力を身に付けられるよう、卒業後の進路を見据えた支援を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。
- ・法令やガイドラインの解説、通信制高等学校における課題や改善指導等を内容とした所轄庁対象の研修会を開催する。

④更なる質確保方策の検討

- ・いわゆる高校無償化に係る３党合意において、「教育の質の確保」も論点の一つとされ、引き続き、３党の枠組みで合意内容の実現に取り組まれるところである。その状況も踏まえつつ、通信制高等学校の質の確保・向上に必要な取組を検討する。

(別添１) 私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について（概要）

https://www.mext.go.jp/content/20240423-mxtekoukou01-100002270_1.pdf

(別添２) 私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について

https://www.mext.go.jp/content/20240423-mxtekoukou01-100002270_2.pdf

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付振興係

電話：03-5253-4111（内線 3563, 4679）

メール：koukou@mext.go.jp